

福島地方最低賃金審議会

第2回福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具 製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日時 令和2年10月16日(金) 13:30~15:50

2 場所 福島合同庁舎3階共用会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議題

(1) 金額審議について

5 議事要旨

議題(1)について

- ・労働者側委員からは「コロナ禍にあって、電気産業にかかわる企業、労働者は事業存続や拡大に向け努力しているところ。現行833円に連合福島の今季春闘引上率1.64%を掛け14円。使用者側のコロナ禍の厳しい状況を考慮し、この金額を半額にしてプラス7円を提示したい。」との主張であった。
- ・使用者側委員からは「日銀の金融経済概況でも新型コロナウイルスの影響で厳しい状況にあり、先行きについても東日本大震災の復興需要のピークアウトに加えて、新型コロナウイルスの影響を重視していく必要があるということから非常に厳しい状況にある。据え置き0円を提示する。」との主張であった。
- ・労働者側委員からは「地賃が2円の引き上げのため、地賃との適切な水準の差の確保という観点から地賃プラス1円引き上げの3円を提示する。」との主張であった。
- ・使用者側委員からは「ここ5年間、他の特定最低賃金と同じ金額を引き上げてきたこと、輸送用機械器具製造業がプラス1円で妥結したことなどから、全会一致を前提にプラス1円も止むを得ない。」との意見が出された。
- ・労働者側委員からは「新型コロナウイルス感染症の産業への影響が甚大であることを考慮し、全会一致による1円の引き上げで止むを得ない。全

会一致で結審するため歩み寄り、1円引き上げ870円に合意したい。」との意見が示され、全会一致で結審した。

- ・全会一致での決議のため、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」ことが適用され、審議会長名で局長あて答申が行われた。
- ・事務局が今後の手続きについて説明し、発効日については法定発効とし、官報公示等の手続きを行うことが了承された。